

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4976093号
(P4976093)

(45) 発行日 平成24年7月18日(2012.7.18)

(24) 登録日 平成24年4月20日(2012.4.20)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 43/08 (2006.01) B 6 5 D 43/08
B 6 5 D 43/03 (2006.01) B 6 5 D 43/03

請求項の数 2 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2006-255474 (P2006-255474)	(73) 特許権者	396000422
(22) 出願日	平成18年9月21日 (2006.9.21)		リスパック株式会社
(65) 公開番号	特開2008-74444 (P2008-74444A)		岐阜県岐阜市神田町九丁目27番地
(43) 公開日	平成20年4月3日 (2008.4.3)	(74) 代理人	110000659
審査請求日	平成21年7月23日 (2009.7.23)		特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所
		(74) 代理人	100083932
			弁理士 廣江 武典
		(74) 代理人	100129698
			弁理士 武川 隆宣
		(74) 代理人	100129676
			弁理士 ▲高▼荒 新一
		(74) 代理人	100135585
			弁理士 西尾 務

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装用容器の蓋体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器本体のフランジ上に嵌合される嵌合フランジを有する包装用容器のための蓋体であって、

この蓋体の前記嵌合フランジに、前記容器本体に外から係合されることになる係合部を有したスカート部を形成するとともに、このスカート部の下端の一部を天板部と略平行になるつまみ部とし、

このつまみ部と前記嵌合フランジの上面との間に押圧傾斜面を形成し、この押圧傾斜面の側面に前記つまみ部に至る分散脚を形成し、前記つまみ部の一部であって、前記押圧傾斜面の先端部に位置する部分に補強部を形成し、

さらに、前記嵌合フランジの内側下端と前記天板部に連なる側壁部の下端とを屈曲部にて連続させて、前記つまみ部を持ち上げたとき、前記押圧傾斜面が潰れることなく前記屈曲部を支点としてその先端が上動させられるようにしたことを特徴とする包装用容器のための蓋体。

【請求項2】

前記補強部は、上方または下方に膨出させたものであることを特徴とする請求項1に記載の蓋体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、包装用容器の蓋体に関し、特に合成樹脂シートを真空または圧空成形することにより形成される蓋体に関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年では、スーパーやコンビニエンスストアにおいて、お惣菜やお弁当が大量かつ多種類のものとして販売されており、これらのお弁当等は、所謂「中食」として家庭や職場に持ち帰って食されるものである。このような「中食」を持ち帰るために必要なのが、「包装用容器」である。勿論、この種の「包装用容器」は、お弁当やお惣菜以外のものについても使用されているものであり、通常は、ものを入れるための容器本体と、これに嵌合される蓋体とからなっているものが多い。

10

【0003】

このような容器本体とこれに嵌合される蓋体とからなる包装用容器は、一般的には合成樹脂シートを真空または圧空成形されるものであり、安価でかつ衛生的に製造されるものである。ところが、容器本体に嵌合された蓋体を外そうとする場合、なかなか外れないことがある。その大きな理由は、容器本体と蓋体との密閉を確実にするために、各嵌合部分が正確な寸法のものに製造されているため外れにくく成っているからであり、容器全体を軽量化するためもあって、原料の合成樹脂シートが非常に薄くなってきているため力を加えにくくなっているからであると考えられる。

【0004】

そこで、この種の容器本体と蓋体とからなる包装用容器については、特許文献1にも示されているように、蓋体の容器本体に対する嵌合を簡単に解除できるようにしたものが種々提案されてきているのである。

20

【0005】

【特許文献1】特開2005-247320号公報、要約、代表図

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

特許文献1に示されたものは、「容器」に関する発明であって、「蓋体を容器本体に対する閉鎖状態から開放させる場合、蓋体の嵌合部を容器本体のフランジ部への外嵌状態から簡単に離脱させることができ、蓋体を片手操作で容易に開放させることができる容器を提供する」ことを目的としてなされたものである。

30

【0007】

そして、この特許文献1に記載された「容器」は、図6及び図7に示すように、「容器11を、開口周縁にフランジ部14を有する合成樹脂シート製の容器本体12と、外周縁に容器本体12のフランジ部14に外嵌可能な嵌合部15を有する合成樹脂シート製の蓋体13とから構成する。蓋体13の嵌合部15の外周には、フランジ部14の上面との接合箇所を支点として、そのフランジ部14から離間する方向に屈曲可能な膨出部16を外方に向かって膨出するように形成する」ようにしたものであり、「蓋体の嵌合部を容器本体のフランジ部への外嵌状態から簡単に離脱させることができ、蓋体を片手操作で容易に開放させることができる」ものになっていると考えられる。

40

【0008】

しかしながら、この特許文献1の容器では、図7に示したように、「膨出部16」内に指を入れて開放しようとするとき、「膨出部16」に掛けた力が、「ヒレ部17」と「嵌合部15」との境界部分を屈曲してしまうだけに使用され、蓋体を開放するようにうまく働かないと考えられる。そのため、結果的には、この「膨出部16」を指で摘んで大きく引き剥がすような力を加えなければならなくなってしまう。何故なら、この種の容器は、上述した通り、非常に薄い合成樹脂シートによって形成されているため、「ヒレ部17」と「嵌合部15」との境界部分が簡単に屈曲してしまうからである。

【0009】

以上のことから、この特許文献1に記載された発明では、当該文献の段落0012や0

50

013に記載されているように、「膨出部の輪郭をほぼ球殻状」にしたり、「屈曲部を構成する膨出部の外面に窪み部を設け」ることがなされるのであるが、これでも、「膨出部16」に掛けた力が蓋体を開放するようにうまく働かないと考えられる。

【0010】

そこで、本発明者等は、非常に薄い合成樹脂シートによって成形しても、つまみ部に掛けた力が蓋体を開放するためのものに効率的に変換できるようにするにはどうしたらよいか、について種々検討を重ねてきた結果、本発明を完成したのである。

【0011】

すなわち、本発明の目的とするところは、つまみ部に加えられる力を当該蓋体の開放に効率的に加えることができ、容器本体からの開放を簡単に行うことのできる蓋体を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0012】

以上の課題を解決するために、本発明の採った手段は、後述する最良形態の説明中で使用する符号を付して説明すると、

「容器本体のフランジ上に嵌合される嵌合フランジ11を有する包装用容器のための蓋体10であって、

この蓋体10の嵌合フランジ11に、前記容器本体に外から係合されることになる係合部12aを有したスカート部12を形成するとともに、このスカート部12の下端の一部を天板部13と略平行になるつまみ部14とし、

このつまみ部14と嵌合フランジ11の上面との間に押圧傾斜面15を形成し、この押圧傾斜面15の側面につまみ部14に至る分散脚16を形成し、つまみ部14の一部であって、押圧傾斜面15の先端部に位置する部分に補強部17を形成し、

さらに、嵌合フランジ11の内側下端と天板部13に連なる側壁部の下端とを屈曲部にて連続させて、つまみ部14を持ち上げたとき、押圧傾斜面15が潰れることなく前記屈曲部を支点としてその先端が上動させられるようにしたことを特徴とする包装用容器のための蓋体10」

である。

【0013】

すなわち、包装用容器のための本発明に係る蓋体10は、合成樹脂シートを真空または圧空成形することにより形成されて、図示しない容器本体のフランジ上に嵌合される嵌合フランジ11を、図1に示すように、有するものである。

【0014】

また、この蓋体10は、その嵌合フランジ11に、図1の(b)に示すように、前記容器本体に外から係合されることになる係合部12aを有したスカート部12を形成したものであり、図1の(a)、及び図2～図5に示すように、スカート部12の下端の一部を天板部13と略平行になるつまみ部14としたものである。

【0015】

そして、この蓋体10は、図2～図5にも示すように、つまみ部14と嵌合フランジ11の上面との間に押圧傾斜面15を形成したものであり、この押圧傾斜面15の側面につまみ部14に至る分散脚16を形成したものである。さらに、この蓋体10は、特に図2に示すように、つまみ部14の一部であって、押圧傾斜面15の先端部に位置する部分に補強部17を形成したものである。

【0016】

この蓋体10の補強部17については、種々な形状が考えられるものであり、単なる平面的なものに形成して実施してもよく、また、後述する請求項2に係るその場合のように、前記合成樹脂シートを真空または圧空成形する際に、上方または下方に膨出させることにより形成するように実施してもよいものである。

【0017】

さて、以上のように構成した本発明に係る蓋体10を、図示しない容器本体から外す場

10

20

30

40

50

合には、例えば左手の掌の上に容器本体を載せ、当該蓋体 10 の押圧傾斜面 15 上に反対側の右手の人差し指を添えて、押圧傾斜面 15 の先端に位置するつまみ部 14 の端部に右手の親指を掛ける。そして、親指に、人差し指に対して捻るような力を掛ければ、当該蓋体 10 は容器本体から簡単に外せる。

【0018】

何故なら、親指からつまみ部 14 の先端に掛けられた力は、まず、押圧傾斜面 15 の先端部分に直接掛けられるとともに、このつまみ部 14 に形成してあった各補強部 17 を介して、当該つまみ部 14 の他の部分に掛けられることになるからである。そして、つまみ部 14 の先端から押圧傾斜面 15 に掛けられた力は、この押圧傾斜面 15 の先端を上動させる力に変えられるが、このとき、当該押圧傾斜面 15 の両側には分散脚 16 がそれぞれ形成してあったから、少なくとも当該押圧傾斜面 15 自体が加えられた力によって潰れることはない。

10

【0019】

以上の結果、親指の人差し指に対する「捻り」が、各分散脚 16 によって容易には潰れない押圧傾斜面 15 より内側部分（図 4 参照）を支点としてなされることになり、つまみ部 14 は、その全体が潰れたり曲がったりすることなく図示しない容器本体側から引き起こされるのである。この押圧傾斜面 15 の近傍の嵌合フランジ 11 が図示しない容器本体から外れれば、この外し部分をきっかけとすることができるから、当該蓋体 10 全体の開放は、つまみ部 14 をつまんで引き剥がすなり、蓋体 10 全体を手で包み込んで引き剥がすなりすれば、簡単かつ確実にできるのである。

20

【0020】

従って、本発明に係る蓋体 10 は、つまみ部 14 に加えられる力を当該蓋体 10 の開放に効率的に加えることができ、容器本体からの開放が簡単にできるものとなっているのである。

【0021】

以上の課題を解決するために、請求項 2 に係る発明の採った手段は、上記請求項 1 の蓋体 10 について、

「補強部 17 は、上方または下方に膨出させたものであること」としたものである。

【0022】

すなわち、この請求項 2 の蓋体 10 においては、その補強部 17 について、前記合成樹脂シートを真空または圧空成形する際に、上方または下方に膨出させることにより形成したものである。

30

【0023】

補強部 17 が、上方に膨出させたものである場合には、図 3 にも示すように、この補強部 17 自体を大きなものとし得るのである。これに対して、補強部 17 が下方に膨出させたものである場合には、この補強部 17 が図示しない容器本体側のフランジ上に当接するから、この補強部 17 近傍の嵌合フランジ 11 を、容器本体側のフランジ上に浮き上がった状態にすることができて、当該蓋体 10 の外しをより一層簡単にできることができる。

40

【0024】

従って、この請求項 2 に係る蓋体 10 は、上記請求項 1 のそれと同様な機能を発揮する他、容器本体からの開放をより一層簡単にできるものとなっているのである。

【発明の効果】

【0025】

以上、詳述した通り、本発明においては、

「容器本体のフランジ上に嵌合される嵌合フランジ 11 を有する包装用容器のための蓋体 10 であって、

この蓋体 10 の嵌合フランジ 11 に、前記容器本体に外から係合されることになる係合部 12 a を有したスカート部 12 を形成するとともに、このスカート部 12 の下端の一部

50

を天板部 13 と略平行になるつまみ部 14 とし、

このつまみ部 14 と嵌合フランジ 11 の上面との間に押圧傾斜面 15 を形成し、この押圧傾斜面 15 の側面につまみ部 14 に至る分散脚 16 を形成し、つまみ部 14 の一部であって、押圧傾斜面 15 の先端部に位置する部分に、上方または下方に膨出する補強部 17 を形成し、

さらに、嵌合フランジ 11 の内側下端と天板部 13 に連なる側壁部の下端とを屈曲部にて連続させて、つまみ部 14 を持ち上げたとき、押圧傾斜面 15 が潰れることなく前記屈曲部を支点としてその先端が上動させられるようにしたこと」

にその構成上の特徴があり、これにより、つまみ部に加えられる力を当該蓋体の開放に効率的に加えることができ、容器本体からの開放を簡単に行うことのできる蓋体 10 を提供することができるのである。特に、本発明に係る蓋体 10 は、親指の人差し指に対する捻りが、各分散脚 16 や押圧傾斜面 15 の先端部に位置する補強部 17 によって容易には潰れないようになっている押圧傾斜面 15 の内側部分、つまり嵌合フランジ 11 の内側下端と天板部 13 に連なる側壁部の下端との間の屈曲部を支点としてなされることになり、つまみ部 14 を、その全体を潰したり曲げたりすることなく容器本体側から引き起こすことができるのである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0026】

次に、上記のように構成した本発明を、図面に示した最良の形態である蓋体 10 について説明すると、図 1 には、本発明に係る蓋体 10 の平面図 (a) と、この図 1 の (a) 中の 1-1 線に沿ってみた端面図 (図示右側) を含む断面図が示してある。なお、この蓋体 10 の嵌合フランジ 11 が嵌合されるべきフランジを有する容器本体は、一般的なものであるため、図示を省略している。

【0027】

この蓋体 10 は、図 1 の (b) にも示したように、前記容器本体のフランジ上に嵌合されることになる嵌合フランジ 11 を有していて、この嵌合フランジ 11 の外周にスカート部 12 が一体的に形成してある。このスカート部 12 のさらに外端には、図 1 の (b) に示したように、前記容器本体に外から係合されることになる係合部 12a が形成してあり、この係合部 12a は、前記容器本体のフランジの外端縁に形成してある係合部に係止されるものである。

【0028】

また、このスカート部 12 の下端の一部は、図 1 の (a)、図 2 及び図 3 に示したように、これを天板部 13 と略平行に延在させることにより、つまみ部 14 としてある。このつまみ部 14 は、図 1 の (a) に示したように、当該蓋体 10 側の嵌合フランジ 11 の外側に部分的に突出するものであり、「ここを利用して開封して下さい」という製造者側の意志を示すとともに、実際にここを利用すれば、前述したように、当該蓋体 10 の容器本体に対する開封ができるものである。

【0029】

また、このつまみ部 14 と嵌合フランジ 11 の上面との間には、図 2 にも示したように、押圧傾斜面 15 が形成してある。この押圧傾斜面 15 の側面には、図 1 ~ 図 3 に示したように、つまみ部 14 に至る分散脚 16 が一体的に形成してあり、つまみ部 14 と分散脚 16 の間には、図 2 中の点線にて示したように、屈曲線としてある。これにより、つまみ部 14 に加えられた力は、各分散脚 16 や嵌合フランジ 11 側に伝達されることになる。

【0030】

そして、つまみ部 14 の一部であって、押圧傾斜面 15 の先端部に位置する部分には、図 1 の (a)、図 2 及び図 3 に示したように、上方または下方に膨出する補強部 17 が形成してある。これら各補強部 17 は、この種包装用容器における「補強リブ」と同様な役割を果たすものであり、各補強部 17 の存在によってつまみ部 14 の該当部分の強度を確保するものである。換言すれば、これら各補強部 17 は、薄い合成樹脂シートによって形作られたつまみ部 14 の強度を高めて、このつまみ部 14 を使用した当該蓋体 10 の開放

10

20

30

40

50

を、つまみ部 14 が簡単に曲がらないようにしながら、確実に行えるようにしているものである。

【0031】

なお、これらの各補強部 17 を、下側に膨出したものとした場合には、つまみ部 14 の下側に容器本体側のフランジが位置していても、このフランジから補強部 17 を浮き上がらせることができ、つまみ部 14 を使用した蓋体 10 の開放をより行い易くすることになる。

【0032】

また、この蓋体 10 においては、上述したつまみ部 14 や押圧傾斜面 15 に重ならない位置に、図 1 及び図 5 に示したように、ブロッキング防止突起 18 が形成してある。このブロッキング防止突起 18 の存在によって、図 5 にも示したように、複数の蓋体 10 を重ねたとき、各蓋体 10 がブロッキング（互いに嵌り込んでしまうこと）することを防止することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図 1】本発明に係る蓋体を示すもので、(a) は平面図、(b) は (a) 中の 1 - 1 線にそって見た右半分を切断端面とした縦断面図である。

【図 2】図 1 の (a) 中に示した 2 - 2 線に沿って見た部分拡大斜視図である。

【図 3】図 2 に示した部分の正面図である。

【図 4】図 1 の (a) 中に示した 3 - 3 線に沿って見た部分拡大断面図である。

20

【図 5】複数の蓋体を重ねたときの様子を示す部分拡大断面図である。

【図 6】従来の技術を示す部分拡大斜視図である。

【図 7】図 6 に示した従来技術の部分拡大断面図である。

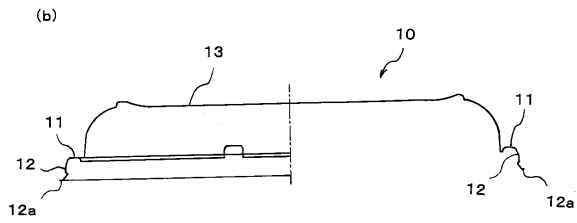
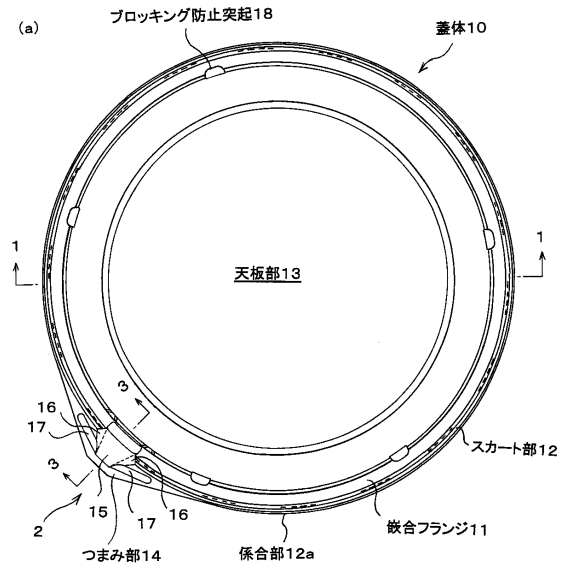
【符号の説明】

【0034】

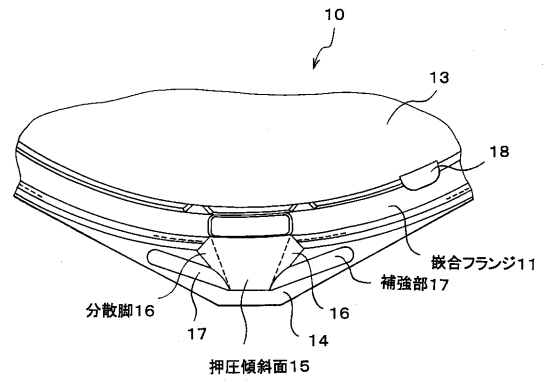
- 10 蓋体
- 11 嵌合フランジ
- 12 スカート部
- 12 a 係合部
- 13 天板部
- 14 つまみ部
- 15 押圧傾斜面
- 16 分散脚
- 17 補強部
- 18 ブロッキング防止突起

30

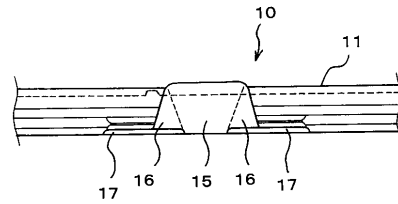
【図1】



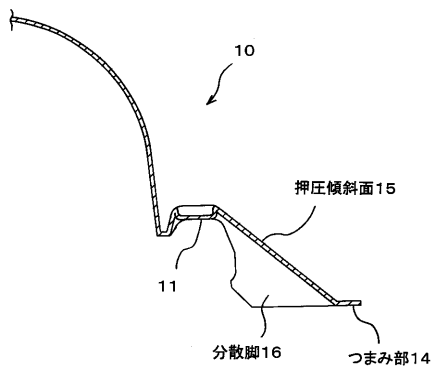
【図2】



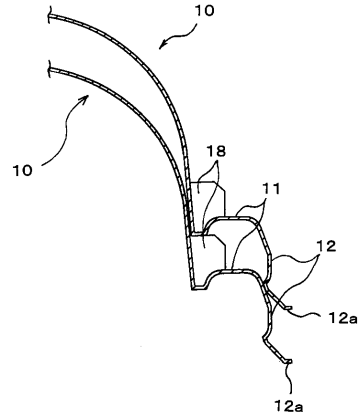
【図3】



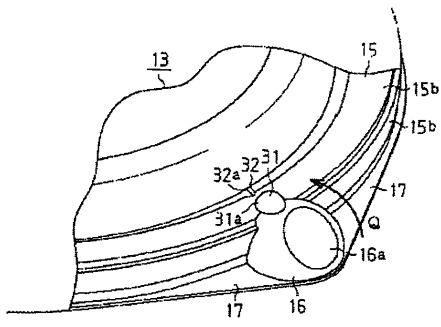
【図4】



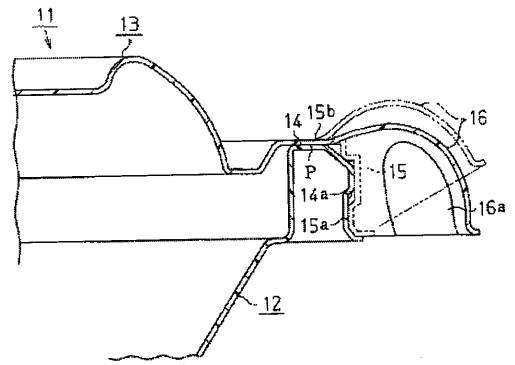
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

(72)発明者 坂井 秀行
岐阜県岐阜市神田町9丁目27番地 リスパック株式会社内

審査官 柳本 幸雄

(56)参考文献 特表2002-518263(JP,A)
特開2002-302135(JP,A)
特開2003-231562(JP,A)
特開2001-287776(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65D 35/44 - 35/54
B65D 39/00 - 55/16